

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當たる翌日が休日には、當日は休日とする。)

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月八日

鳥取県知事 石破 二朗

破

朗

二

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二五一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公園道路敷地とするため

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二三〇（次の図に示す部分に限る。）
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和四十八年六月八日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県公報

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二三〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、役員の就任及び退任を次のとおり公告する。

昭和48年6月8日

地方職員共済組合理事長 松島五郎

(退任) 監事(常勤) 宮崎剛
(昭和48年5月21日付)

(就任) 理事(常勤) 宮崎剛
監事(〃) 及川謙三
(昭和48年5月22日付)